

2020. 2.

研修・視察報告書

松 政 会



令和2年2月17日

松阪市議会議長 大平 勇 様

松 政 会
幹事長 米倉 芳周

令和2年2月4日（火）から2月5日（水）の間、行政視察を実施しましたので下記のとおり報告いたします。

記

1. 参加者

【議員】 （幹事長）米倉芳周、市野幸男、谷口 聖、松本一孝、中村 誠

2. 研修及び視察事項

(1) 議員研修会

- ・日時：令和2年2月4日（火）午前10：00～午後4：30
- ・場所：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター（東京都中央区八重洲1-2-16）
- ・内容：第7次総合計画策定に向けた議会の取り組み（主催：地方議員研究会）
- ・講師：一般社団法人 家庭教育支援センター
ペアレンツキャンプ 代表理事 水野 達郎氏
- ・研修テーマ：「未来を見据えた若者支援と親支援の充実をめざして」

(2) 視察先及び視察内容

- ・日時：令和2年2月5日（水）午前9：30～11：30
- ・場所：静岡県三島市
- ・視察事項：
 - ①あかちゃんのへや事業について
 - ②子どもは地域の宝事業について

3. 研修内容

別紙のとおり

(1) 研修内容



1. 家庭教育支援から取り組む合理的な社会投資

① 予防的な家庭教育支援の現状

家庭教育は父母その他の保護者が子供に対して行う教育であり全ての教育の出発点（抱っこ、授乳から）である。子供が社会に適合し、活躍するために必要な基本的な力を家庭で育む教育。

全ての家庭それぞれの家庭教育を尊重しつつ、親が適切に家庭教育を行えるようにサポートするのが家庭教育支援

教育基本法

第 10 条→父母その他の保護者の子の教育についての責任性、

国及び地方公共団体は家庭教育支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

②近年の家庭を取り巻く課題

- ・ 核家族化・地域とのつながりの希薄化・親の孤立化・身近に親としての手本がない
- ・ ネット等で子育て情報だけが氾濫
- ・ 孤立化し誰にも頼れず、悩み戸惑いながら子育てをしている。

- ・ 昔⇒家庭・学校・地域が支える力が強く相互連携が図られていた。
- ・ 現在⇒家庭・学校・地域それぞれが孤立化
特に教育の最小単位の家庭の孤立化は危機的状況



その隙間を中間支援機関（塾・民間支援機関・行政）が埋めている。

- ◆自治体における家庭教育支援の規範として家庭教育支援条例が施行されてきている。

- ◆家庭教育支援の実際例
子育てサロン・子育てセミナー・家庭に対する個別訪問・これから親になる世代に向けた親講座・子育てアプリによる情報提供・電話や来談での個別相談

2. 文科省の家庭教育支援に関する検討委員会の要点

- ①地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核とした支援モデルの推奨
- ・家庭教育支援チーム⇒地域人材を中心に教員 OB, スクールソーシャルワーカー、民生児童委員等で構成

- ・家庭教育支援チームの役割
保護者への学びの場の提供、情報提供（セミナー、情報誌作成等）
地域の居場所作り及び相談対応（サロン、親子参加プログラム等）
訪問型家庭教育支援（戸別訪問、専門機関への橋渡し、学び拠点等）

- ・家庭教育支援チームに求められる要素

当事者性（保護者と同じ目線で寄り添う）
地域性（地域の課題を共有し、地域の身近な存在となる）
専門性（業務によっては専門的な能力、スキルが必要）



チームで情報の共有、互いに学びあっていく場を設けることが重要。

※現在の行政支援では訪問型（アウトリーチ型）が求められている。
訪問型を導入することにより様々な保護者のニーズのこたえられ、
入り口をひろげられる、一対一の対応により問題の早期発見や未
然予防につながる。

3. 家庭教育支援の先進事例

①大阪府大東市

- ・ベルト型の訪問型家庭教育支援

新小学1年生の全家庭に訪問型の家庭教育支援

市内の全小学校12校で実施（チーム員166名）

- ・課題から逆算して組織作り
- ・活動指標として具体的な目標値を設定

②合理的な社会投資のために議員として出来る事

- ◆家庭教育支援の予算についてのポイント
 - ・現状教育予算配分も中の5%程度、うち家庭教育支援の予算は1%
- ◆家庭教育支援条例に関するポイント
 - ・家庭教育支援条例の制定等、課題チェック
- ◆個人情報の取り扱いに関するポイント
 - ・家庭教育支援を行う際の個人情報の取り扱い

・部局間での情報共有の際のルール

※大東市事例→個人情報を含括的に扱う為の特例措置を規定

◆組織体制に関するポイント

- ・どこの組織が中心となって行っているのか
- ・行政目線でなく市民目線の組織運営（ワンストップ拠点の設置等

)

◆セミナー・サロンタイプの改善

- ・現状セミナータイプやサロンタイプはハードルが高い保護者に添ったプランが必要（会場等の工夫・・・公民館ではダメ）

◆新しい家庭教育支援のカタチの検討

(例) アウトリーチ型の相談タイプ

通信添削型講座タイプ、ICT やクラウドを用いた講座や情報共有等

※情報提供・周知広告・専門家とのつながり・親同士のコミュニティづくり・家庭教育に関心をもたせるキャッチな企画等

4. 求められる「切れ目のない子育て支援」

子育て世代に関しては特に安心して子育てができる環境や支援体制が重要である。教育分野と保険福祉分野も含めた包括的な子育て支援が必要である。

①ソーシャル・キャピタルとは

- ・社会問題に関わっていく自発的団体の多様さを言い、地域力、社会の結束力等がこれにあたる。

3つの要素

- ・人間関係、組織間関係の作りやすさ
- ・社会全体の人間関係の豊かさ
- ・地域のつながりや助け合い



地域の関係性が希薄化しソーシャルキャピタルが低下している。そのため、孤育て（子育て）とよばれる孤立化した家庭が増加。

②切れ目のない子育て支援がソーシャル・キャピタルの醸成を担う

◆愛着形成の時期からサポート

周産期から母子に関わることで、「他者への信頼」が育めることになる。

◆産前・産後ケアの拠点

いつでも相談できる場があることが重要である。この時期からサポートすることで、児童虐待等の防止につながる。

◆地域への架け橋

行政支援や子育て支援サロン、地域の活動へとつなげる架け橋としての役目にもなっている。支援を受けた側が支援する側に回る循環型の支援を行うことで、ソーシャル・キャピタルの醸成がなされる。

5. 「切れ目のない子育て支援」を目指す「ネウボラ」

①日本版ネウボラ（子育て世代包括支援センターの設置）

平成 26 年妊娠・出産包括支援モデル事業がスタート

- ◆ 母子保健相談支援事業
- ◆ 産前・産後サポート事業
- ◆ 産後ケア事業

②地域子育て支援拠点事業の概要

◆背景

- ・ 3 歳未満児の役 6 割は家庭で子育て
- ・ 児童数の減少
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化



◆ 課題

- ・ 子育てが孤立化
- ・ 子どもとのかかわりの減少



◆ 地域子育て支援拠点の設置

- ・ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる場を提案

③先進事例 大東市版ネウボラの概要

事業開始：平成 30 年 8 月

- 事業内容：①妊婦・出産期～就学期における子育てに関する相談支援
②母子健康手帳・妊婦観光診断券の交付
③支援プランの作成・管理
④地域子育て資源の把握・情報提供
⑤新生児訪問・はろーベビィー訪問

◆大東市版ネウボラの特徴

- ・ 母子保健、子育て支援、学校教育の連携による妊娠・出産期から子どもが 18 歳になるまでの幅広い期間における包括的な支援
 - ・ ワンストップサービスの実現による切れ目のない相談支援
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置による就学年齢の対応
- #### ◆ 3つの部門が連携により切れ目のない子育て支援を目指す
- ・ 結婚・妊娠 出産 産後・・・地域保健課
 - ・ 産後 乳幼児記 ……………福祉・こども室
 - ・ 就学期……………学校 教育委員会

6. 日本版ネウボラ導入の課題

①医療機関と行政支援の切れ目

- ・ 里帰り出産など居住地いがいでの出産するため、出産時の行政支援がうまく繋がらない
- ・ 医療機関中心の妊娠・出産と子育て行政支援のスムーズな接続が課題

②福祉と教育の切れ目

- ・ 就学後、担当行政部門が代わるので、どう福祉と教育の切れ目をつなぐことが課題

(2) 所感

子育て支援には、「切れ目のない支援」の必要性を強く感じた。

その切れ目のない支援には、ネウボラの存在も強くあることにも納得したが、そのネウボラが、どうしても日本版であることから発祥地であるフィンランドに比べて、組織的な面、活動面、機能面でも別物であることも理解できた。理想はフィンランド版ということだろうが、大きく違うのはフィンランドは、ポピュレーションアプローチ（虐待等の深刻な問題を予防）に対し、日本版はハイリスクアプローチ（問題の発生後または、疑わ

しいケースでの対応) であるということである。

まだまだ発展途上の施策ではあるが、先進地である大東市のように、行政部門を越えて対応できるシステムを構築したことは大変評価でき、わが市も大いに研究すべきであると考えている。

また、18歳になるまでの幅広い期間における包括的な支援を実施していることも注目したい。

わが市においても健康センター「はるる」を拠点にまつさか版ネウボラを実施しているが、就学後の支援等、教育委員会とのつながりに切れ目が生じていると推察でき、まだまだソーシャル・キャピタルの醸成までは程遠いと感じる。

今後、「ネウボラ」の行政の垣根を越えた発展的な推進により、幅広い年代までの支援等が、未来を見据えた若者支援と親支援の充実、ひいては家庭教育支援の充実を生み出しことだと理解できたことは大きな収穫であった。

以上

1. 三島市の概要

- (1) 人口・世帯数 109,965 人・49,145 世帯
(2) 面積 62.02K m²

2. 対応者

| | | | |
|-----|-----------|------|---------|
| 三島市 | 福祉部子育て支援課 | 課長補佐 | 大林 勲 氏 |
| 三島市 | 議会事務局 | 係 長 | 久保田 浩正氏 |



3. 視察項目

- ①あかちゃんのへや事業について
- ②子どもは地域の宝事業について

(1) 子育て支援課で行っている業務

①大きく分けると2つの業務

●子どもとその家庭を守ること

- ・各種の手当の支給業務
- ・ひとり親家庭への支援業務
- ・家庭児童相談室の業務
- ・女性相談の業務（DV防止等）

●三島市で子育てをしている家庭を応援すること

- ・子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・「子どもは地域の宝」事業
- ・みしまめ育児サポーター派遣事業
- ・ようこそ三島で子育て応援事業
- ・パパの地域デビュー事業
- ・街中で子育て応援事業
- ・子育て支援フェアの開催
- ・本町子育て支援センターの運営

(2) 三島市の子育て支援テーマ

●「子も親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族」

- ・「三島市で育った子どもたちが三島を誇りに感じるよう
三島市民である私たちが一つの大きな家族となって
笑顔をもって、
三島に生きる子どもたちと親たちの、その育ちを支えていきます」

(3) 「あかちゃんのへや」事業について

① 概要

2018年1月、乳幼児の急なおむつ替えや授乳時に気軽に利用できるスペースを設けた店舗を「あかちゃんのへや」として登録し、利用していただく事業を開始。子育て中でも安心して外出できるまちづくりを展開。

② 「あかちゃんのへや」事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児及び保護者が外出しやすい環境のもと、安心して子育てができるまちづくりを推進するため、おむつ替え又は授乳をするため気軽に立ち寄れる施設を三島市あかちゃんのへや（以下「あかちゃんのへや」という。）として登録したうえ、これを市民に周知するあかちゃんのへや事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 あかちゃんのへやを利用できる者は、乳児及び幼児を同伴し、外出中におむつ替え又は授乳が必要になった保護者等とする。

(登録基準)

第3条 あかちゃんのへやとして登録できる施設は、次の各号のすべてに該当する市内の店舗又は公共施設とする。

- (1) ア又はイのうち1つ以上に該当する区画や設備を備えた施設であること。
ア おむつ替えスペース 施設内に多目的トイレなどおむつ替えができる設備があること。または、ベビーベッド、ベビーシートその他おむつ替えに適した設備を備えた区画があり、申し出があればいつでも提供できること。
イ授乳スペース 施設内に個室やパーティションなどで仕切られた区画があり、申し出があればいつでも提供できること。ただし、授乳している姿が他の人から見えない設備であること。
- (2) 利用者に対して前号の区画や設備を無料で提供できること。
- (3) 区画や設備は衛生的で、乳幼児の健康管理上適切であること。
- (4) 不特定多数の者が利用することができ、利用者が安心して利用できる環境であること。
- (5) 青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。

(登録手続)

第4条 あかちゃんのへやとして登録を希望する施設の管理者は、市長に三島市あかちゃんのへや登録申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、当該施設が前条の規定に適合することを確認のうえ、あかちゃんのへやとして登録するものとする。

3 市長は、市が設置又は管理する施設について前条の規定に適合する場合は、前2項の規定にかかわらず、あかちゃんのへやとして登録するものとする。

(登録事項の変更及び廃止)

第5条 前条の規定により登録された施設（以下「あかちゃんのへや登録施設」という。）の管理者は、登録事項を変更する場合及び登録を廃止する場合は、市長に三島市あかちゃんのへや登録事項変更・廃止届（様式第2号）を提出するものとする。ただし、市が設置又は管理する施設の登録事項を変更又は登録を廃止する場合は、この限りでない。

2 市長は、あかちゃんのへや登録施設が第3条に規定する登録基準に適合しないことが明らかな場合その他あかちゃんのへや登録施設として適切ではないと認める場合は、登録を取り消すことができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、自らの責任においてあかちゃんのへや登録施設を利用するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あかちゃんのへや登録施設やその設備を破損又は汚損しないこと。
- (2) 授乳やおむつ替え以外の目的に使用しないこと。
- (3) 紙おむつやごみなどは持ち帰ること。
- (4) あかちゃんのへや登録施設の指示に従って利用すること。

2 市は、利用者に対し、前項の事項について周知に努めるものとする。

(管理等)

第7条 あかちゃんのへや登録施設は、当該施設の管理者が自らの責任において管理するものとする。

2 あかちゃんのへや登録施設の管理者は、市が交付するステッカー又はポスター等を利用者の目につきやすい位置に掲示し、適切に管理しなければならない。

3 あかちゃんのへや登録施設の管理者は、利用者が気軽に利用できるよう、案内体制の整備などに努めるものとする。

4 あかちゃんのへや登録施設の管理者は、利用者が前条第1項の遵守事項に違反し、施設の管理運営上支障がある場合は、その利用を制限し、又は拒むことができる。

(広報等)

第8条 市は、あかちゃんのへや登録施設の位置、利用内容、利用できる時間帯等について、三島市子育て支援サイトによる情報提供その他の方法により市民に周知するものとする。

2 あかちゃんのへや登録施設は、当該施設の商品及び広告に赤ちゃんのへや登録施設であることを表示することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 12 日から施行する。

③「あかちゃんのへや」補助金について

| 補助金対象経費 | 内 容 |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 授乳用の提供するための設備の購入及びその設置にかかる経費 | 授乳用チェア、テーブル、仕切りカーテン、パーテーション他 |
| おむつ替えのスペースを提供するための設備の購入及びその設置にかかる経費 | おむつ交換台、ベッド、仕切りカーテン、パーテーション他の設備 |

●交付額

- ・ 1施設につき 20 万円を上限。(1 業者につき 1 施設)

④利用促進の方法

- ・ 商店街を中心に店舗を募集し、「三島大通り商店街子育て応援マップ」を作成し、あかちゃんのへやの位置図を明記。
- ・ その商店街をイベントとして、「子ども・子育て応援ツアー」を企画し実施することにより、街を歩いていただくこと、商店街の取り組みをしていただく等、周知の方法がユニーク。
- ・ 現在、民間の店が15店設置。公共施設のあかちゃんのへや15施設をいれると合計30か所の設置。

(4) 「子どもは地域の宝事業」について

①概要

少子化が進む中、社会の宝である子どもが、すこやかに成長していくためには、地域の結びつきが必要であるとの認識のもと、自治会や町内会が主体となり地域の子どもの誕生を祝う会、子育て支援活動をおこなっていただく事業で、その費用を補助する。

地域と子どもたちとの絆を深めることを目的とする。

② 事業の対象となる子どもの把握

4月2日から翌年4月1日までに出生、または、転入した子どもの保護者に同意書の提出を求め、同意書の提出があった世帯の名簿を市より各自治会に送付する。

③ 補助率と補助金について

(円)

| 小学生以下の人数 | 均等割額 | 小学生以下の人数 | 均等割額 |
|----------|--------|----------|---------|
| 1～30 | 30,000 | 151～200 | 70,000 |
| 31～50 | 40,000 | 201～300 | 80,000 |
| 51～100 | 50,000 | 301～400 | 90,000 |
| 101～150 | 60,000 | 401～ | 100,000 |

- ・ 人数割額・・・1自治会につき、5,000円×お祝いする子どもの数
- ・ 補助金額例・・・小学生以下の人数が120人でお祝いする子どもの人数が15人の場合

$$\text{均等額 (60,000円)} + \text{人数割 (15人} \times \text{5,000円)} = 135,000\text{円}$$
 これが、自治会への補助金額の上限となる。

(5) 所感

三島市においての子育て支援事業は、ユニークな発想での事業であるが、そこには、静岡県¹の県全体の少子化への危機感から生じた、県の政策である少子化突破戦略によるものであることがわかった。県は「静岡県と市町の輝く未来のために」を題して著しく減少する県の人口動態を鑑み、県と市町が協力して地域の特性や施策の実施状況など合計特殊出生率に影響を与える要因を把握、分析することを目的とし、それによる分析結果等の基礎資料を基に、独自の少子化対策を加速しているものである。

それらに答えるかたちで、三島市の数々の子育て支援策は、子育て期の家族が三島市に住みたいと思うような街づくりを目指し、新幹線三島駅により首都圏に近い等の地理的な利便性を最大限活かす施策の経過であり、結果であると確信した。

各事業において、子どもと地域が交わることで、平成30年6月に閣議決定された第三期教育教育振興基本計画の家庭教育支援の考えにもつなげる施策であり、その計画の整合性が持たれる事業であることも確信した。

以上